

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	健康福祉部 保険年金課 給付係	
許 認 可 等 名	特別療養費の支給	
根 拠 法 令	国民健康保険法	
根 拠 条 項	第54条の3第1項、第54条の3第2項	
連 絡 先	(電話 621-5159)	
審 査 基 準	基 準	○国民健康保険法 第54条の3 市町村は、保険料を滞納している世帯主（当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。その世帯に属する全ての被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付（以下この項及び第四項において「原爆一般疾病医療費の支給等」という。）を受けることができる世帯主を除く。以下この条において「保険料滞納世帯主等」という。）が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に、当該市町村が当該保険料の納付の勧奨及び当該保険料の納付に係る相談の機会の確保その他厚生労働省令で定める保険料の納付に資する取組（次項並びに第六十三条の二第一項及び第二項において「保険料納付の勧奨等」という。）を行つてもなお当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、当該世帯に属する被保険者（原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者及び十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を除く。以下この条（第四項及び第五項を除く。）において同じ。）が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養の給付又は入院時食事療養費等（入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費又は訪問看護療養費をいう。第四項及び第五項において同じ。）の支給（次項及び第五項において「療養の給付等」という。）に代えて、当該保険料滞納世帯主等に対し、特別療養費を支給
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（令和 6年12月11日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 90日（休日を含む）
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（令和 年 月 日最終変更）

<p>審査基準</p>	<p>基準</p>	<p>する。</p> <p>2 市町村は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過する前においても、当該市町村が保険料納付の勧奨等を行ってもなお保険料滞納世帯主等が当該保険料を納付しない場合においては、その世帯に属する被保険者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養の給付等に代えて、当該保険料滞納世帯主等に対し、特別療養費を支給することができる。ただし、同項の政令で定める特別の事情があると認められるときは、この限りでない。</p> <p>《特別療養費の支給申請》 国民健康保険法施行規則第27条の5 被保険者の属する世帯の世帯主は、法第54条の3第1項又は第2項本文の規定により特別療養費の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した特別療養費支給申請書を保険者に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 療養を受けた被保険者の氏名及び個人番号 2 療養を取り扱った保険医療機関等又は訪問看護ステーションの名称及び所在地 3 傷病名及び療養期間 4 療養につき算定した費用の額 <p>添付書類 ① 療養につき算定した費用の額に関する証拠書類</p>
-------------	-----------	--